

役員退職金に係る 「業績勘案率」(案)について

独立行政法人役員の退職金について

基本

当該役員の業績を考慮
(独立行政法人通則法第52条 (同法第62条で準用))

算定

退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額。

政策評価・独立行政法人評価委員会より、「業績勘案率は1.0を基本とし、これを超える場合は厳格な検討が必要」とされている。

対象役員

理事長 福井 健一

在任期間 理事長：平成22年 8 月16日～平成25年 3 月31日

理事：平成22年 4 月 1 日～平成22年 8 月15日

業績勘案率適用期間：平成22年 4 月 1 日～

平成25年 3 月31日（36か月）

業績勘案率（案）について

$$\text{「基準業績勘案率」} = \frac{\sum[(n\text{年度の在職月数}) \times \{1.75 \times (n\text{年度のAA評価の項目数}) + 1.25 \times (n\text{年度のA評価の項目数}) + 1.00 \times (n\text{年度のB評価の項目数}) + 0.75 \times (n\text{年度のC評価の項目数}) + 0.25 \times (n\text{年度のD評価の項目数})\} / (n\text{年度の評価項目数})]}{(当該役員の総在職月数)}$$

の式により計算すると、基準業績勘案率は1.18となる。



以下を踏まえて総合的に勘案し、業績勘案率（案）は1.0としたい。

- 特別記念事業の「旅行券等引換券」の未引換について、在職期間中に「救済措置」を再開させ、一定の成果を上げたこと。
- 在職中の主要事業たる特別給付金支給事業について、法案立案時推計を大幅に上回って認定・支給できたこと。また、過少払・過払事案に係る対応は、基金存続中にすべて終了させたこと。
- 各年度の全体評価が22年度B、23年度A、24年度Bであること、また、在職期間中の業績と過去の基金の業績に明確な差がないこと。